令和８年11月
警　察　庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和８年９月18日から同年10月17日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行った結果、34件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

１　定めた命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第96号）

２　命令等の案を公示した日

令和８年９月18日

３　頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本内閣府令案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

４　頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数　34件

（内訳）

| | |
|---|---|
| パブリックコメント意見提出フォーム | 31件 |
| 電子メール | ２件 |
| 郵　　送 | １件 |

別紙

**「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について**

**1　「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」関係**

(1)　運転技能検査の実施課題に「方向変換」を追加することに対しては、

○　検査項目への追加に賛成する。

○　駐車時や狭い場所での方向変換は周囲の安全確認と正確なペダル操作が必要なため運転に必要な技能を確認できる。

といった御意見があった一方、

○　高齢者による事故防止のためには、方向変換の追加では不十分ではないか。

○　検査時間が長くなることで、検査後の安全指導に充てる時間が十分に確保できなくなることのないよう配慮してほしい。

といった御意見がありました。

今回の改正については、

○　高齢運転者によるアクセル・ブレーキの踏み間違いは、「慌て・パニック」が要因となることが多く、当該者に複数の運転操作を一度に行わせる「方向変換」を実施することで、「慌て・パニック」に陥りやすい状況での当該者の運転技能を評価することができること

○　「方向変換」を追加して実車実験を行ったところ、検査時間は大きく延長しないことから、安全指導の時間を引き続き十分に確保することができることが確認できること

等を踏まえ、原案のとおり定めることとしたものです。

(2)　大型自動二輪免許に係る技能教習等に用いる「波状路コース」の形状及び構造に関する基準の見直しに対しては、

○　基準変更には大いに賛成である。

といった御意見があった一方、

○　基準を緩和すると、山間部等の悪路に対応できなくなる。

○　そもそも波状路コースを廃止すべきである。

といった御意見がありました。

今回の改正については、

○　現行の「波状路コース」では、教習中に転倒事故や暴走事故が多数発生しており、指定自動車教習所の全国団体である（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会からの見直しに係る要望も受けたこと

○　「波状路コース」の走行は、アクセル、クラッチ及びブレーキを正しく利用し、崩れたバランスを取り戻す技術を習得するために不可欠であるところ、走行実験の結果、突起部の数を減らし、突起部の間隔を広くすることで、教習効果を確保しつつ、より安全に教習等を実施できることが明らかになったこと

等を踏まえ、原案のとおり定めることとしたものです。

## ２　その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

○　自転車の交通ルールに関する御意見

○　二輪車の免許区分に関する御意見

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見公募手続を実施した案に、表記の適正化のため、所要の技術的修正を行いました。